

令和2年4月17日

小・中学校保護者 様

新居浜市教育委員会
教育長 高橋 良光

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について

政府の緊急事態宣言発表を受け、中村愛媛県知事が県内小・中学校の臨時休業を要請されました。（県内すべての県立学校の臨時休業を決定されました。）

つきましては、4月21日（火）～5月6日（水）の間、新居浜市のすべての小中学校を臨時休業といたします。

なお、4月20日（月）は午前中授業（給食なし）とし、臨時休業中に関する必要な指導や各種文書の配布などを行い、その後下校することになります。

児童生徒の健康安全を最重視し、このような決定となりましたことを何卒ご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

なお、ご家庭におきましても、「うつらないよう自己防衛」、「うつさないよう周りに配慮」、「不要不急の外出自粛」等の行動を徹底していただきますよう強くお願いいたします。

1 児童生徒の生活指導について

- お子様には、感染防止のための休業だという意識を徹底させ、自宅で学習や読書をして過ごし、不要不急な外出は極力避けるようお願いいたします。保護者同伴の外出はこの限りではありませんが、ご協力をお願いいたします。

2 休業中の健康観察について

- お子様やご家庭に激しい咳症状や発熱等があった場合、『帰国者・接触者相談センター(089-909-3483)』または、かかりつけ医などに電話相談を行った後、速やかに学校にご連絡をお願いいたします。
- 休業中は、家庭訪問や電話連絡等で、お子様の様子を確認させていただきたいと考えています。ご協力をお願いいたします。

3 学習に関して

- 学校から提示した宿題や配布したプリント等を中心に学習してください。学習した内容の復習だけでなく、未習の内容の予習も行ってください。
- 文部科学省や県教委がHP上で提供している教材等を活用してください。

4 部活動について

- 原則中止といたします。

5 放課後児童クラブ開設について

- 放課後児童クラブについては、通常どおり開設されます。(15時～18時)ただし、大人数での活動は感染症防止の観点から望ましくないため、家庭で対応できる場合は、家庭で対応していただくようお願いいたします。新たに利用を希望される場合や利用期間を変更される場合は、放課後児童クラブに申請してください。
- 放課後まなび塾は中止いたします。

6 学校での児童の預かりについて

- 臨時休業期間中に、保護者が仕事などの理由で昼間不在となり、一人で家庭生活を送ることになる小学1年生から小学3年生までの児童と特別支援学級の児童を学校でお預かりいたします。別紙実施要項をご確認の上、各学校に申込みを行ってください。

7 学校開放について

- スポーツ少年団・サークル等への学校開放は行いません。

8 その他

- 今後の対応等については、各学校のホームページやマチコミメールでお知らせいたします。